**大田区２４時間ＡＥＤ設置補助事業**

大田区は、地域の安全と安心のため、２４時間だれでも使えるＡＥＤ等を購入設置する際の費用を補助します。

**令和２年４月から消耗品の交換費用も対象となりました。**

１　補助の対象となるもの

（１）ＡＥＤを購入設置する初期費用　※申請受付期間：４月１日～12月31日

（２）消耗品交換費用（ＡＥＤ設置から５年を限度）　　　　バッテリパック、　除細動パッド

　　※除細動パッドは１回の申請で２組以内

２　補助金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（千円未満切捨て）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 初期費用 | バッテリパック | 除細動パッド |
| 消費税の確定申告義務がある団体 | 消費税を除いた費用の１/２上限３２万３千円 | 消費税を除いた費用の１/２上限２万円 | 消費税を除いた費用の１/２上限１万円 |
| 消費税の確定申告義務がない団体（町会、自治会等） | 消費税を含めた費用の１/２上限３５万６千円 | 消費税を含めた費用の１/２上限２万円 | 消費税を含めた費用の１/２上限１万円 |

３　補助の対象とならないもの

修理代、収納ボックスの電池代、電気代、耐用期限後等のＡＥＤ等廃棄代など

４　補助要件　（以下の要件をすべて満たすことが必要）

**※設置の前に必ず申請してください。設置後の申請は受け付けられません。**

（１）区内の自らの施設に、２４時間だれでも使える状態でＡＥＤを購入し設置すること。

（２）団体に属する者の中に、救命講習等の修了者がいること

（３）半径１００メートル以内に、２４時間利用可能なＡＥＤが設置されていないこと

（４）ＡＥＤを屋外に設置し、温度管理等ができる屋外型ＡＥＤ収納ボックス等を使用すること（ただし、２４時間営業施設は、だれでもすぐ使える状態なら屋内設置可）

（５）５年間設置を継続すること

（６）団体構成員の同意を得て、大田区へ『誓約書』を提出すること

５　申請書類

（１）２４時間自動体外式除細動器（ＡＥＤ）設置補助金交付申請書

（２）申請者の本人確認ができるもの（運転免許証等）とそのコピー

（３）救急救命講習修了の確認できる書類（最新のもの）

（４）見積書

（５）誓約書

６　申請先および問合先

大田区 健康政策部 健康医療政策課 健康政策担当

〒144-8621 　大田区蒲田5丁目13番14号　　　　電話　03-5744-1262